

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>介護老人保健施設及び介護医療院についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>介護医療院である指定短期入所療養介護事業所</u>にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>③ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設備の基準</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>同条第五号は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成●年厚生省令第●号）第45条の規定と同趣旨であるため、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成●年●月●日老企第●号）の第六の3の内容を参照されたい。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>十 特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 175 条第 6 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>病院及び診療所の療養病床転換による機能訓練指導員の配置に関する基準緩和の経過措置（附則第 14 条）</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床</u></p>	<p>介護老人保健施設についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>(削る)</p> <p>② (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設備の基準</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>十 特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 175 条第 6 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）においては、機能訓練指導員は、当該医療機関併設型指定特定施設における理学療法士等によるサービス提供が、当該併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p><u>（6） 病院及び診療所の療養病床転換による生活指導員及び計画作成担当者の配置に関する基準緩和の経過措置（附則第 15 条）</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における生活相談員又は計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数でよいこと。</u></p> <p>2 設備に関する基準（居宅基準第 177 条）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 居宅基準附則第 13 条は、平成 11 年 3 月 31 日においてすでに存在する特定有料老人ホーム（旧社会福祉・医療事業団業務方法書に規定する特定有料老人ホームをいう。）について、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。</p> <p><u>（6） 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所及び食堂に関する基準の緩和（附則第 16 条）</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における浴室、便所及び食堂に関しては、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、置かないことができるものとする。</u></p> <p><u>なお、機能訓練指導室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとされており、この場合には、併設医療機関の設備を利用する場合も含まれるもの</u></p>	<p>2 設備に関する基準（居宅基準第 177 条）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 居宅基準附則第 10 条は、平成 11 年 3 月 31 日においてすでに存在する特定有料老人ホーム（旧社会福祉・医療事業団業務方法書に規定する特定有料老人ホームをいう。）について、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。</p> <p>（新設）</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>である。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針</p> <p>① <u>居宅基準第 183 条第 4 項及び第 5 項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p><u>なお、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p><u>また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</u></p> <p><u>指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、次のようなことを想定している。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u></p> <p>ロ <u>介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u></p> <p>ハ <u>身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</u></p> <p>ニ <u>事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u></p> <p>ホ <u>報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p>ヘ <u>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u></p> <p>③ <u>指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u></p> <p>イ <u>施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u></p> <p>ロ <u>身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u></p> <p>ハ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u></p> <p>ニ <u>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</u></p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針</p> <p><u>居宅基準第 183 条第 4 項及び第 5 項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</u></p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>④ <u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u></p> <p><u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p><u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u></p> <p>(6) ～(13) (略)</p> <p>(14) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 34 条まで、<u>第 35 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条及び第 132 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14) 及び (22)、(24) から (28) まで、第 3 の二の 3 の (3) 及び (4)、第 3 の六の 3 の (6) 及び (7)、第 3 の八の 3 の (8) を参照されたい。</u></p> <p>十の 2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 病院及び診療所の療養病床転換による生活相談員及び計画作成担当者の配置に関する基準</u></p> <p><u>緩和の経過措置</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における生活相談員及び計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数でよいこと。</u></p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所、食堂及び機能訓練室に関する基準緩和</u></p> <p><u>の経過措置</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床</u></p>	<p>(6) ～(13) (略)</p> <p>(14) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条及び第 132 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14) 及び (21) から (26) まで、第 3 の二の 3 の (3) 及び (4)、第 3 の六の 3 の (6) 及び (7)、第 3 の八の 3 の (8) を参照されたい。</p> <p>十の 2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができるものとする。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>居宅基準第 192 条の 7 第 1 項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の 12 の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条、第 179 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14)、(22)、(24) から (28) まで、第 3 の二の 3 の (3)、(4)、第 3 の六の 3 の (6)、(7)、第 3 の十の 3 の (2) から (6) まで、(8) から (13) までを参照されたい。</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第 194 条）</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させること</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>居宅基準第 192 条の 7 第 1 項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の 13 の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条、第 179 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14)、(21) から (26) まで、第 3 の二の 3 の (3)、(4)、第 3 の六の 3 の (6)、(7)、第 3 の十の 3 の (2) から (6) まで、(8) から (13) までを参照されたい。</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第 194 条）</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 3 条の 2 第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させる</p>